

伝送方式の種類

注1 専任役員（候補役員等及び副議長候補役員を除く。）については記載すること。
注2 契約診療等において規定するサービスの区分区分に別当とする。
注3 専任役員候補者（同候補及び準同候補）による別当とする。
注4 当会の役員等事務（役員候補等事務）に別当とする。
注5 当会の役員等事務（役員候補等事務）に別当とする。当会別当を有するものがある専任役員等別当で規定されたものに別当とすること。
注6 新たに契約診療を継続しない旨については、記載を要しない。
注7 候補者候補者については、別当に別当とする。
注8 当会の役員等事務に別当とする。当会別当を有するものがある専任役員等別当で規定されたものに別当とすること。
注9 記載する専任役員等別当に同じ。漢字及びひらがなで記載すること。
注10 別当の大きさは、日本企業規格A4判とすること。

伝送方式の種類

3.4kHz

[illegible]

注1 専任役員（候補役員等及び副議長候補役員を除く。）については記載すること。
注2 契約診療等において規定するサービスの区分区分に別当とすること。
注3 専任役員候補者（同候補及び準同候補）による別当とすること。
注4 当会の役員等事務（役員候補等事務）に付随する別当については、当該別当を有するものがある専任役員等別当で規定されたものと同一と見做すこと、新たに別当を継続しない旨については、記載を要しない。
注5 候補者候補等については、別当に属するもの。
注6 別当の名称は、原則として、日本企業規格番号、日本企業規格部商コードの番号の順序によること。
注7 記載する部商番号の順序に反し、漢及びローマ字を記載すること。
注8 別当の大きさは、日本企業規格A4判とすること。

伝送方式の種類

品目 3.4kHz(

事業者名 NTT西日本株式会社

注1 専任役員（候補役員等及び副議長候補役員を除く。）については記載すること。
注2 契約診療等において規定するサービスの区分区分に別当とすること。
注3 専任役員候補者（同候補及び準同候補）による別当とすること。
注4 当会の役員等事務（役員候補等事務）に付随する別当については、当該別当を有するものがある専任役員等別当で規定されたものと同一と見做すこと、新たに別当を継続しない旨については、記載を要しない。
注5 候補者候補等については、別当に属するもの。
注6 別当の名称は、原則として、日本企業規格番号、日本企業規格部商コードの番号の順序によること。
注7 記載する部商番号の順序に反し、漢及びローマ字を記載すること。
注8 別当の大きさは、日本企業規格A4判とすること。

[illegible]

注 1 車庫設備（除換込車庫及び留置設備専用車庫を除く。）については記載すること。
 2 契約の等級において規定するサービスの区分ごとに記載すること。
 3 運送方式の種類（両置き及び半両置き）を記載すること。
 4 新築に区分すること。
 5 運送設備が乗客車の空気供給装置と接続するものについては、当該設備を利用する車両の所在する運送車両間で定められたものとして記載すること、新たに契約を締結しない車両については、記載を要しない。
 6 換気設備については、別に記載すること。
 7 車庫設備の区分については、都道府県の区分は、日本実業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 8 記載する都道府県の区分に、換及留置を併置記載すること。
 9 紙張の大きさは、日本実業規格A4用紙とする。

品目 一般専用・符号・50b 計

都道府県		事業番号 NIT西日本株式会社																																																
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計			
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県																																																		
宮城県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県																																																		
山形県					0																																													
福島県						0																																												
茨城県							0																																											
栃木県								0																																										
群馬県									0																																									
埼玉県										0																																								
千葉県											0																																							
東京都												0																																						
神奈川県													0																																					
新潟県														0																																				
富山県															0																																			
石川県																0																																		
福井県																	0																																	
山梨県																		0																																
長野県																			0																															
岐阜県																				0																														
静岡県																					0																													
愛知県																						0																												
三重県																							0																											
滋賀県																								0																										
京都府																									0																									
大阪府																										0																								
兵庫県																											0																							
奈良県																												0																						
和歌山県																													0																					
鳥取県																														0																				
島根県																															0																			
岡山県																																0																		
広島県																																	0																	
山口県																																		0																
徳島県																																			0															
香川県																																				0														
愛媛県																																					0													
高知県																																						0												
福岡県																																						0												
佐賀県																																						0												
長崎県																																						0												
熊本県																																						0												
大分県																																						0												
宮崎県																																						0												
鹿児島県																																						0												
沖縄県																																						0												
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	1,035	155	0	0	812	789	641	211	234	274	295	566	197	209	142	428	600	135	190	205	178	487	213	276	117	106	125	149	91	215	152	9,167		

- 注1 専用設備（機体通信専用機及び機体運送専用機を除く。）について記載すること。
- 注2 契約の数量において規定するサービスの範囲区分とに別表とすること。
- 注3 送込の時期（開港日及び開港期）とに別表とすること。
- 注4 前項のとおり規定すること。
- 注5 本条の運送業務の事項（前項のとおり）と別表との関係については、当該利用を利する寄附者間の運送期間内で決定されたものとして記載すること。
- 注6 前項に契約を締結しない場合は、記載を要しない。
- 注7 機体運送業務については、別表に開示すること。
- 注8 「機体運送」の項目に規定する機体運送の項目は、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 注9 記載する運送条件の順に、決及び煩を逐次増強すること。
- 注10 前記の大きさとは、日本企業規格A型4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県別回線数

2026 年3月31日現在

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 2400bit/s

事業番号 NTT西日本株式会社

都道府県 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
北海道																																																
青森県																																																
岩手県																																																
宮城県																																																
秋田県																																																
山形県																																																
福島県																																																
茨城県																																																
栃木県																																																
群馬県																																																
埼玉県																																																
千葉県																																																
東京都																																																
神奈川県																																																
新潟県																																																
富山県																																																
石川県																																																
福井県																																																
山梨県																																																
長野県																																																
岐阜県																																																
静岡県																																																
愛知県																																																
三重県																																																
滋賀県																																																
京都府																																																
大阪府																																																
兵庫県																																																
奈良県																																																
和歌山県																																																
鳥取県																																																
島根県																																																
岡山県																																																
広島県																																																
山口県																																																
徳島県																																																
香川県																																																
愛媛県																																																
高知県																																																
福岡県																																																
佐賀県																																																
長崎県																																																
熊本県																																																
大分県																																																
宮崎県																																																
鹿児島県																																																
沖縄県																																																
合計																																																

注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別表とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別表とすること。
4 品目ごとに別表とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別表に掲載すること。
8 「都道府県」の順に記載する都道府県の順序は、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に同じ、漏及び偏を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本企業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県別回線数

2026 年3月31日現在

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 4800km/s

事業番号 NTT西日本株式会社

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
都道府県																																																	
北海道																																																	
青森県																																																	
岩手県																																																	
宮城県																																																	
秋田県																																																	
山形県																																																	
福島県																																																	
茨城県																																																	
栃木県																																																	
群馬県																																																	
埼玉県																																																	
千葉県																																																	
東京都																																																	
神奈川県																																																	
新潟県																																																	
富山県																																																	
石川県																																																	
福井県																																																	
山梨県																																																	
長野県																																																	
岐阜県																																																	
静岡県																																																	
愛知県																																																	
三重県																																																	
滋賀県																																																	

注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別表とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別表とすること。
4 品目ごとに別表とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別表に掲載すること。
8 「都道府県」の順に記載する都道府県の順序は、日本企業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に同じ、漏及び偏を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本企業規格A列4番とすること。

